

家畜の飼養衛生管理基準について

◆平成23年10月1日スタート◆

飼養衛生管理基準の改正について

昨年の口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、「家畜伝染性疾病の発生予防」、「異常発生時の早期発見・通報」、「迅速な初動対応等」を強化するため、家畜伝染病予防法の一部が改正され、家畜飼養者が遵守すべき飼養衛生管理基準が見直されました。

1 飼養衛生管理基準の改正（平成23年10月1日）

農場へのウイルスの侵入防止を、日頃から徹底するため、「飼養衛生管理基準」が次の点を中心に改正され、畜種別に定められました。

家畜を伝染病から守るため、積極的に遵守に努めていただきますようお願いいたします。

- (1) 農家の防疫意識の向上
- (2) 消毒等を徹底するエリアの設定
- (3) 毎日の健康観察と異状確認時における早期通報・出荷停止
- (4) 埋却地の確保
- (5) 大規模農場に関する追加調査の新設

2 家畜伝染病予防法(法第12条の4)に基づく定期報告の義務

家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数、家畜の衛生管理の状況を都道府県知事に報告することが義務付けられました。

家畜とは、牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥です。

平成23年は、平成23年10月1日時点での家畜の飼養状況を、定められた報告様式に記入し、提出していただくこととなります。

詳細は、広島県ホームページ(下記アドレス)でご確認ください。

URL:<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1251705786738/index.html>